

# 日本動物理学療法研究会

## 選挙細則

1. 本細則は会則第7章選挙管理委員会に基づき選挙に関する事項を定めたものである。
2. 理事会は、委員長を正会員の中から選任する。
3. 委員長は、正会員の中より3名の委員を選任して選挙管理委員会を設置し、次期会長選挙を実施する。
4. 委員の任期は選任された日より次回の総会の開催日とする。
5. 委員の欠員は必要に応じて委員長がこれを補充する。
6. 会長は、任期満了の場合は6か月前、または事故等によりその職務を遂行できない場合は、選挙管理委員会を設けて正会員の中から選出する。
7. 委員会は会長の任期満了5か月前までに選挙方法を決定し、理事会の承認を得る。
8. 委員会は、会長の任期満了4か月前までに選挙方法を公示するとともに立候補者を公募する。
9. 委員長は、現会長の任期満了前に第39条で承認された選出方法に基づいて、選挙を実施および終了させ、その結果を理事会および総会に報告する。
10. 選挙の期日はすくなくとも60日前に公示させなければならない。
11. 選挙による投票は、選挙管理委員会が定める方法により行う。
12. 投票は単記無記名により1人1票とする。
13. 立候補者が定員に満たない場合、或いは定員と同数の場合は無投票とする。
14. 選挙の投票管理者は選挙管理委員がこれを代行する。
15. 開票に際し、選挙管理委員以外の正会員2名の立ち会いを必要とする。
16. 下記に掲げる投票は無効とする。
  - (1) 選挙管理委員会が定める正規の投票方法で行われなかったもの
  - (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
  - (3) 投票中に規定された員数より多くの氏名を記載したもの
17. 候補者になろうとする者は、当該選挙の期日の公示があった日から選挙当日の30日前までに選挙管理委員会指定の用紙にその旨を書き選挙管理委員会に届けなければならない。
18. 選挙管理委員は在職中、当該選挙の会長の候補者となることはできない。
19. 当選人が定まったときは、選挙管理委員長は直ちに当選人の氏名及び得票数並びに各候補者の得票数を公示しなければならない。
20. 立候補者がいない場合には、理事で構成する推薦委員会により総会に推薦する。
21. 本会則に疑義が生じた場合は選挙管理委員会が審議し決定する。
22. 本細則の改正は総会に出席した会員の4分の3以上の同意が必要である。